

平成31年2月3日執行の陸前高田市市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年6月14日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

裁 決 書

岩手県陸前高田市広田町字六ヶ浦228-2

審査申立人 村上 正孝

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成31年4月1日に提起された平成31年2月3日執行の陸前高田市市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岩手県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙に関し、平成31年2月14日付けで陸前高田市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、公開での投票用紙の再集計・再点検を求めるとの異議の申出をしたところ、市委員会は、同年3月12日付けでこの異議の申出を却下する決定（以下「原決定」という。）を行った。申立人は、原決定を不服として、同年4月1日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の投票用紙の再集計・再点検のみを求め、本件審査の申立てを行ったものである。

その理由とするところを審査申立書に従って要約すれば、次のとおりであると解される。

他の自治体選挙においても、僅差の票差の場合、異議の申出を受けて票の再集計や無効票を含む票の点検により、当落が入れ替わる事例が多数見受けられるが、選挙においては、一票一票の投票、意思が正しく結果に反映されたかどうかが重要であり、投票用紙の再集計・再点検をすることを求める。

裁決の理由

- 1 一般に、選挙に関する訴訟は、自己の法律上の利益にかかわらない選挙人としての資格で提起する民衆訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第5条）であり、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができるのであるから（同法第42条）、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条以下に規定する所定の手続をもってのみ提起することができるのであって、これによらない訴えは不適法と解されている（昭和32年8月8日最高裁判所判決）。
- 2 申立人は、投票用紙の再集計・再点検をすることのみを求めたものであるが、法によれば、選挙人が当選無効の原因となり得べき事由を主張することなく、投票用紙の再集計・再点検のみを求め得るとは解されてはならず、上記申立ては不適法といわざるを得ない。
- 3 付言すれば、当選の効力に係る争訟において、当選無効の原因となり得べき違法事由は、「当該当選人決定の違法、即ち当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決、同旨昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決）とされているところ、申立人が主張した事実は、当選無効の事由には該当しない。

以上によれば、申立人の投票用紙の再集計・再点検を求めるとの異議申出を却下した市委員会の判断は相当であり、これに対する申立人の審査申立ては、不適法である。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年6月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之